

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <p>① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設</p>	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	<p>① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの</p> <p>② 事務所、倉庫、公舎等の施設</p> <p>③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>④ 維持工事とみられるもの</p> <p>⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの</p> <p>⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。</p> <p>⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。</p> <p>⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。 ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。</p> <p>⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。</p> <p>⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。</p>				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	一般廃棄物処理施設	浄化槽 (市町村整備推進事業)	産業廃棄物処理施設	広域廃棄物埋立処分場	PCB廃棄物処理施設
	<p>・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円</p> <p>・町村 80万円</p>	<p>・市町村 40万円</p>	<p>・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円</p> <p>・町村 80万円</p>	<p>・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円</p>	<p>・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円</p>
補助率	1 / 2				

①～⑦交付要綱に規定

⑧～⑫実地調査要領に規定